

(2) 吉川市図書館条例施行規則

平成 11 年 3 月 26 日
教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吉川市図書館条例(平成 10 年吉川市条例第 31 号。以下「条例」という。)第 15 条の規定に基づき、吉川市図書館(以下「図書館」という。)の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日又は休室日及び開館時間又は開室時間の変更)

第 2 条 条例第 4 条第 4 項の教育委員会が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 図書館及び分室の運営上休館日又は休室日を開館日又は開室日に変更する必要があると認めるとき。
- (2) 災害、事故その他やむを得ない事由により臨時に休館日又は休室日を定める必要があると認めるとき。

2 条例第 5 条第 3 項の教育委員会が必要と認めるときとは、災害、事故その他やむを得ない事由により図書館及び分室の開館時間を延長し、又は短縮する必要があるときとする。

(貸出利用者の範囲及び手続)

第 3 条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 市内の公共機関、公共的団体、事業所等で教育委員会が適当と認めたもの
- (3) 草加市、越谷市、八潮市、三郷市又は松伏町に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

2 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、図書利用カード申込書(様式第 1 号)を提出して、図書利用カード(様式第 2 号)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(図書利用カードの紛失等の届出)

第 4 条 図書利用カードを紛失したとき又は図書利用カードに記載した内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(貸出数量及び貸出期間)

第 5 条 貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りではない。

(1) 個人貸出し

図書館資料	貸出数量	貸出期間
図書	制限なし	14 日以内
雑誌	5 冊以内	14 日以内
紙芝居	5 組以内	14 日以内
視聴覚資料	2 点以内	14 日以内
絵画	1 点	30 日以内

(2) 団体貸出し

図書館資料	貸出数量	貸出期間
図書	100冊以内	30日以内
紙芝居	10組以内	30日以内

(貸出しの制限)

第6条 教育委員会が指定した図書館資料の貸出しは、行わないものとする。

2 教育委員会は、図書館資料を貸出期間内に返納しないものに対し、図書館資料の貸出しを制限することができる。

(資料の複写)

第7条 図書館は、利用者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(係の設置)

第8条 図書館に図書館係を置く。

(職の設置)

第9条 図書館に館長を、係に係長を置く。

2 係に必要な応じて主幹、副館長、副主幹、主査、主任、主事又は司書を置くことができる。

(職務)

第10条 館長は、上司の命を受け、図書館の職務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、館長を補佐し、職員の担当事務を掌理する。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係の職員を指揮監督する。

4 司書は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

5 主幹、副主幹、主査、主任及び主事の職務については、教育委員会事務局の例による。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第9条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせるときは、第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び同項第2号、第4条、第5条並びに第6条第1項及び第2項の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者)

第12条 条例第11条第2項の規定により申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて教育委員会へ申請しなければならない。

- (1) 事業者の概要に関する書類
- (2) 現在経営している施設の状況に関する書類
- (3) 事業運営に関する書類
- (4) 経営管理に関する計画書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の申請内容に係る調査)

第13条 教育委員会は、条例第11条第2項の規定による申請が条例第12条各号に定める基準に該当するか否かを審査するため必要があるときは、申請者にその申請の内容について説明又は資料の提出を求めることができる。

(指定管理者の公表)

第14条 教育委員会は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営に係る書類の提出)

第15条 指定管理者は、教育委員会から指定されたときは、次に掲げる事項を記載した書類を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出の予算
- (2) 職員の構成
- (3) 職員の履歴及び資格に関する事項
- (4) 臨時職員の雇用に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項

2 前項の規定は、前項各号に規定する事項に変更があった場合について準用する。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した当該年度の事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該年度の途中において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該取消の日までの当該年度の事業報告書を当該取消の日から換算して30日以内に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の業務の実施状況
- (2) 管理運営の経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が管理運営の実態を把握するために必要な事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に吉川市視聴覚ライブラリー条例施行規則（平成3年吉川町教委規則第11号）第6条の規定により交付された図書利用カードは、この規則第7条の規定により交付された図書利用カードとみなす。

附 則（平成12年教委規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第9号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第11号）

この規則は、平成13年7月20日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第11号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第4号）

この規則は、平成15年7月19日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 21 年教委規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の吉川市図書館条例施行規則様式第 1 号による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

○吉川市図書館条例施行規則第 3 条ただし書き「教育委員会が認めた場合」の貸出利用者の範囲

(平成 14 年 11 月 25 日教育長決裁)

- 1 貸出利用者の範囲 千葉県野田市及び流山市に居住している者
- 2 施行年月日 平成 15 年 1 月 4 日から

○吉川市図書館条例施行規則第 17 条による、教育長が別に定めるもの

(平成 16 年 3 月 1 日教育長決裁)

- 1 内容 最後の利用(貸出)から 5 年間経過した後、利用(貸出)のない利用者の登録は削除できるものとする
- 2 施行年月日 平成 16 年 6 月 1 日から

○弁償指示に従わない利用者への、吉川市図書館条例第 6 条第 2 項にもとづく図書館資料貸出制限の取扱い

(平成 17 年 3 月 1 日教育長決裁)

- 1 下記のいずれかに該当する弁償届(図書館資料汚損・破損・紛失届)提出者に対し、図書館資料の貸出を停止する。
 - ・弁償届の履行が同時に 3 以上となった場合
 - ・弁償期限が過ぎたにもかかわらず弁償しない場合
 - 2 施行年月日 平成 17 年 3 月 15 日
- 様式第 1 号(第 3 条関係)

図 書 利 用 カ ー ド 申 込 書

(あて先) 吉川市教育委員会教育長
 図書利用カードを申し込みます。

(太わくの中のみ記入してください)

年 月 日		登 録 番 号	
氏 名 ・ 団 体 名		団 体 代 表 者 名	
フリガナ		フリガナ	
生 年 月 日	電 話 番 号		
年 月 日	(自宅) (自宅以外)		
住 所			
〒(—)			
学校・勤務先(5市1町以外にお住まいの方のみ記入)			電話番号(勤務先等)
名 称	住 所	〒(—)	

※5市1町とは、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町です。
 吉 川 市 立 図 書 館

(表)

図書利用カード
吉川市

(裏)

吉川市立図書館	☎984-1889	水曜日休館
視聴覚ライブラリー図書室	☎981-8113	月曜日休室
中央公民館図書室	☎981-1325	月曜日休室
旭地区センター図書室	☎991-8118	月・火曜日休室

- このほかにも休館となる日があります。図書館カレンダーをご覧ください。
- このカードを紛失したり、住所・氏名が変わったときは、早めにお知らせください。
- このカードを拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。